

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 26年 7 月 4 日(金)午後1時30分から午後2時46分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(16 人)

会長	1番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2番	赤羽 則子
委員	3番	三浦 淳
	4番	上島 貞章
	5番	中村 智子
	6番	足助 聰美
	7番	下田 節子
	8番	野澤 修一
	9番	根橋 英男
	10番	根橋 鉄雄
	11番	竹淵 光雄
	12番	宇治 昭三郎
	13番	有賀 勝英
	14番	宮原 光平
	15番	小澤 浩矩
	16番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 (1)専決事項

6月許可決定の4条1件、5条1件については、長野県農業会議から5月15日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

## 7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうも皆さんこんにちは。今お話のあったとおり7月に入りまして梅雨らしい梅雨になってきたところでございます。しかし今年の梅雨はなんとなくピンポイント的に比較的降っているような気がします。これから梅雨の末期を迎えるわけですが豪雨が地区にないことを願っているところでございます。また、先月の7日には大豆の種まき大変ご苦労様でした。ちょっといろんな都合があつて私欠席しまして大変失礼いたしました。どうもありがとうございました。大変きれいに、今日見てくれば、きれいに芽が出ておりまして、若干一部草があるわけでございますが本当に素直に生えてて、今後の生長が楽しみです。また先月の9日には農業委員会長と事務局長会議が松本で行われました。これには私と事務局の二人で出席しまして、農業委員会の制度、組織の改正等説明が、事務局から一方的に説明があつたわけでございます。その他に特に私が気になったのが太陽光発電施設等に係る農地転用許可制度上の取り扱いについてという、しっかりした説明がございました。これらについてのある方向性が県として出ておりますので、これからも辰野町においてもこのような事案が出るかと思っておりますので、また事務局のほうにお願いして皆さん方に、このような指針が出ていますと、方向性がありますよというような形で、それらについての資料を渡したいと思っておりますのでまたよろしく願いいたします。その席上におきまして第60回の長野県農業委員会大会が、11月の6日の日に木曜日でございますが、今のところ松本市と書いてございますが、一応こんな予定でございますので11月6日、全員の参加していただきますよう今から準備していただきたいと思っております。それから6月18日には上伊那農業委員会総会がございました。それには赤羽代理、中村委員、私、それから事務局と、4人で出席させていただきました。はじめに農業遺産というんですか、歴史的遺産でございます、西天竜の幹線の円筒分水槽と木曾山用水のごぼう沢の水ますを見させていただきました。これらにつきましては明治から大正にかけてのすばらしい遺産であつたなと思つてみてきました。内容的によりましては一般的なことでございました。その中で規約改正がございまして、今まで3年の任期でございました、会長、監事等の任期ですが、今回から2年ということになりまして、新しい会長に今までの田中、伊那市の会長さん。副会長に箕輪町の唐澤会長さんが再任されました。そして監事に中川村の和田さん、宮田村の小林さんと、それぞれの会長さんが選任されたということでご報告だけしておきます。また、これからの行事でございますが、先ほどもお話しましたが、大豆の

ほうも順調に育っておりますが、若干草等もございますので、また、有賀代表のほうからも説明あるかと思っておりますのでまたご協力よろしくお願いいいたします。秋に予定しております研修会につきましてもそろそろ方向性を出していきたいなと思っておりますので、また、先日お願いした役員の皆さん方、集まっていただきながら進めていってもらいたいなと思っております。こんな様な形で先月から今月にかけては終わったわけですが、本日のご審議、慎重審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますがあいさつといたします。よろしくお願いいいたします。

それでは議事につきまして私のほうから進めさせていただきます。3番の議事録署名委員の指名でございますが、5番の中村委員、6番の足助委員、二人よろしくお願いいいたします。

それでは4番の議事について入ります、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

**【議案第1号、3条の規定による許可について、1～3番朗読】**

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地のAさん所有の、大字伊那富…番地、地目は登記現況とも畑、面積658㎡を、大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は38㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀委員と野澤委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは現地立会いしました野澤委員ですか、有賀委員、有賀委員お願いいいたします。

<13番有賀委員>

現地を立ち会った私と野澤委員の間で確認したところ、問題ありませんのでご報告します。以上です。

<尾坂会長>

場所はどの辺なんですかね。

<13番有賀委員>

(場所の説明)

<尾坂会長>

境界等の確認はいいわけですね、はい。この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。(「異議なし」の声)異議なしという声でございます。この件につきまして許可することに異議ございませんか。(「なし」の声)はい、どうもありがとうございました。1番につきましては、この件につきまして許可することにいたします。2番につきましてお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字沢底…番地のAさん所有の、大字沢底…番地、面積448㎡と、大字沢底…番地、面積422㎡、いずれも地目は田、以上二筆を、大字沢底270番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は9.5畝で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、桑澤委員と赤羽代理から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

では桑澤委員から現地立会いの状況をお願いいたします。

<16番桑澤委員>

16番桑澤が報告いたします。6月14日に赤羽代理さんと。(場所の説明)境界等別に問題ありません。事務局の説明のあったとおり問題ありませんのでご審議よろしくお願ひします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきましてのご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「異議なし」の声)なしという意見がございます。この件について異議ございませんか。「なし」の声)はい、ではこの件について許可することといたします。それでは番号3番、お願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

大字小野…番地の A さん所有の、大字小野…番地、地目は登記現況とも田、面積 510 m<sup>2</sup>を、大字小野…番地にお住まいの B さんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は 49 畧で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、小沢委員と宇治委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

では現地を見ました小澤委員、報告お願いいたします。

<15番小澤委員>

15番小澤が報告いたします。内容については事務局から報告があったとおりでございます。(場所の説明)圃場整備をした後ですので境杭などはきちんとしてあります。以上です。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございました。何かご意見ご質問等ございましたら。「異議なし」の声)異議なしということでございますのでこの件について許可することといたします。どうもありがとうございました。次に第5条につきましてお願いいたします。

**【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～6 番朗読】**

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地の A さん所有の、大字伊那富…番地、地目は田、面積 268 m<sup>2</sup>を、大字伊那富 5024-1 番地の B さんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。譲受人は町内のアパートに家族と暮らしておりますが将来を考え、申請地を取得して自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、上島委員、宮原委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは現地立ち会った上島委員お願いいたします。

<4番上島委員>

はい、4番上島が報告いたします。6月13日に申請依頼がありまして、内容等は事務局の報告のとおりでございますが、6月17日に宮原委員と私と依頼者と三人で現地を確認しましたところ、境界は国土調査済みであり、周りは、周りの道路は6メートルあり、水道は上下水道とも町の公営設備があり、日照問題は、周りには田んぼや畑もありますし家もだいたい建っておりますが、そんなに影響はないと考えまして判断し了解しましたのでご審議よろしくお願いいたします。

<尾坂会長>

ただいまご説明のございましたこの件につきまして何かご意見ご質問等ございましたら。これは区画整理やってあるところですね、町で。そうですね。はい、しっかりした道路が縦横ありますね。何かご意見ご質問等ございましたら。「異議なし」の声)はい、すでに町としても区画整理をしてございますので、異議なしということでございますので、この件につきまして許可することといたします。2番よろしくお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、賃貸借権の設定でございます。

大字伊那富…番地の A さんが所有いたします、大字伊那富…番地、地目は田、面積 631 m<sup>2</sup>を、大字平出…の B が賃借しゴルフ練習場を拡張するための申請でございます。昨年大風により施設が破損し修繕をするにあたり、以前から打球がネットを越えることがたびたびあったことからこの際に申請地を借り拡張をしたいという計画でございます。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地ですので、農

地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がみとめられないためやむをえないと判断いたします。この件につきましては、上島委員、野澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、では現地を見ました上島委員、状況の説明をお願いします。

<4番上島委員>

6月1日に申請依頼がありまして、2日に依頼者と野澤委員、ちょっとこれあの、編成がおかしいんですが、たまたま野澤委員のほうへ一応北大出の区域だと思って申請依頼がありましたけれど、実は神戸地区ということでもって私と野澤委員とでもって、と依頼者とで現地確認をしました。もうすでに事後申請でありまして、工事がすでに終わっておりまして、済んだ事態でありましたけれど、昨年たまたま農地パトロールしたときにこの場所が田んぼなんですけれど田んぼや畑に再生不可能なような状態でありまして、判断しましてやむをえないということでもって書類等もすべて問題ないと判断し了解しましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。ゴルフ場のボールが飛んでいくというようなことで賃貸契約ということがございます。この件につきましてのご意見ご質問等ございましたら。「異議なし」の声は、異議なしという声でございますので、この件につきまして許可することといたします。No.3番お願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

南平…番地のAさん所有の、大字伊那富…番地、地目は田、面積35㎡を、大字伊那富…にお住まいのBさんが取得し通路を拡張するための申請でございます。譲受人の自宅へ通ずる県道から町道への入り口が狭く不便であったことから、申請地を取得し通路を広げたい計画であります。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地ですので、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がみとめられないためやむをえないと判断いたします。この件につきましては、有賀委員、野澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして野澤委員お願いいたします。

<8番野澤委員>

8番野澤です。(図面により場所の説明)地籍調査も済んでおりまして境界ははっきりしておりますしBさんは以前からここに住宅がありましてその自分の通路としての拡張でありますし道路でありますので周辺の農地についても影響ないと思われまますのでお願いします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。ただいま説明がございましたが、この件につきまして、拡張、道路の拡張と、通路の拡張でございます。なにかご意見ご質問等ございましたら。「異議なし」の声)異議なしという声でございます。この件につきまして許可することといたします。どうもありがとうございました。つぎに No.4、お願いいたします。

<足助事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。

岡谷市川岸中..丁目..番..号のAさんが所有いたします、大字赤羽…番地、地目は田、面積 346 m<sup>2</sup>を、大字赤羽…のBが取得し駐車場を拡張するための申請でございます。譲受人は現在の従業員駐車場がすでに飽和状態であるため、隣接である申請地を取得し、車10台分の駐車場とする計画でございます。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地ですので、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がみとめられないためやむをえないと判断いたします。この件につきましては、下田委員、桑沢委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

では、この件につきまして下田委員説明をお願いいたします。

<7番下田委員>

7番下田です。6月13日に桑澤委員と現地を確認しました。(図面により場所の説明)従業員が20人以上、そのほかに外注さんが入りしているということで駐車場が

少なくともということでもって、杭も境もきちんとしていますので、一応許可お願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。ただいま説明がございましたが、この件につきましてご意見ご質問等ございましたら。「異議なし」の声)異議なしということでこの件につきまして許可することといたします。どうもありがとうございました。次に5番。

<足助事務局次長>

5番、使用貸借権の設定でございます。

大字樋口…番地にお住まいのAさん所有の、大字樋口…番地、地目は田、面積528㎡を、塩尻市広丘堅石…にお住まいのBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在家族と塩尻市のアパートに暮らしておりますが、妻の父の所有地である申請地を使用貸借して自己の住宅を建築したいという計画でございます。申請地は上下水道が埋設された道路沿道で概ね500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設、樋口コミュニティセンターと東部保育園がありますので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地でありますので原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、桑沢委員、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それではご説明を桑沢委員お願いいたします。

<16番桑沢委員>

16番桑沢が説明します。(場所の説明)境界等なら問題ありませんのでご審議をお願いします。

<尾坂会長>

はい、説明がございましたとおり境界等しっかりしているということでございます。住宅の新築でございます。この件につきましてご意見ご質問等ございましたら。「異議なし」の声)この件につきまして異議なしということでございますので、許可したいと思えます。はい、許可することといたします。はいどうもありがとうございました。No.6 お願いします。

<足助事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。

千葉市美浜区磯辺…のAさん所有の、大字小野…番地、地目は畑、面積152㎡を、大字小野…のBが取得し駐車場とするための申請でございます。譲渡人は遠方に暮らしており今後申請地を利用することもないため隣接の宅地とともに売却することにし、また譲受人はかねてから駐車場が不足していたので、申請地を取得して普通車4台分の駐車場とする計画でございます。申請地はJR中央本線小野駅からおおむね500メートル以内の区域にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(2)の第2種農地と判断しますが、位置的代替性がなくやむをえないものと思われまふ。この件につきましては、小澤委員、宇治委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

この件につきまして小澤委員のほうから説明をお願いいたします。

<15番小澤委員>

15番小澤です。状況は事務局のほうでお話のあったとおりでございます。現状は今坪庭みたいな形になってはいますが、境界等は以前の地籍調査のときに調べた杭がきちんと打ってありますので別に問題はないと思っておりますのでお願いします。

<尾坂会長>

これは駐車場にするけど車はどのように入るのですか。

<15番小澤委員>

(図面により説明)

<尾坂会長>

わかりました。Bと隣接しているということで譲渡人が今千葉市に住んでいるということで、何かご意見ございましたら。「なし」の声)やむをえないものと思ひます。異議なしということでこの件につきまして許可することといたします。はい、どうもありがとうございます。次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局よりお願いいたします。

## 【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計4件、4筆、面積は3970㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<尾坂会長>

この件につきまして何かご質問等、ご意見ございましたらお願いいたします。（「なし」の声）このように決定いたしますのでよろしくお願いいたします。次につづきます、報告事項(1)専決事項について、事務局よりお願いいたします。

## 報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思いき、6月許可決定の4条1件、5条1件につきましては、長野県農業会議から6月13日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

以上でもって議事につきましては終了いたします。その他…

<15番小澤委員>

ちょっといいですか。この議案の中の当事者に言われたのですけれど、この申請は20日締めというような話が、その結果というか採決されたの、本人には連絡はしないのですか。それとも司法書士がしないのか。いま具体的に言えばBさんが、何にも連絡こないんだんけどどうなってるっていうような話があったもので、まあ最悪は8月の頭に結論は出るでしょって話はしましたけれど、実際の流れっていうのはどのような流れなのか。

<尾坂会長>

説明をお願いいたします。

<千田書記>

(農地法関係申請の流れ説明)

<尾坂会長>

ということでございますのでよろしくお願いいたします。なにか疑問点がございましたら。ではその他のほうへ。

その他

○次回委員会開催日

8月4日(月) 午後1時30分から 会議室未定

○平成26年度味噌づくり体験大豆種まきについて

有賀農地部長説明

・大豆の発芽は遅れ気味だった

・委員の草刈 7/13(日)午前8時～

(管理機:宇治・有賀・上島・野澤、トラクター:桑澤)

・会員参加の草取り 8/2(土)委員 AM8:30 集合、参加者9時集合

雨天の場合、8/3(日)

○農業者年金加入推進について

宮原農政部長説明

・積極的に働きかけを

・野澤委員から国民年金の方をリストアップしてくれないと進められないと意見

→個人情報でありリストアップはできないと説明

○研修旅行について

小澤委員から、旅行委員はいつ決めたのか、閉会後の雑談で決められたのでは

困るとの意見、→今回正式に、会長・代理・両部長・上島委員・小澤委員で決定

小澤委員から、旅行の日程や方向を全体的に方向性を出してもらわなくていい

かとの意見、→前回全体で話をしたと説明

小澤委員から、研修とは何か、実費でいくのになぜ研修なのかとの意見、→農業

委員は非常勤の公務員であり旅行先の事故は公務災害となる、先進地の視察と

親睦も含めてご理解いただきたいと説明

日程:11/18(火)、19(水)、方面:委員に一任

委員会終了後第1回旅行委員

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印